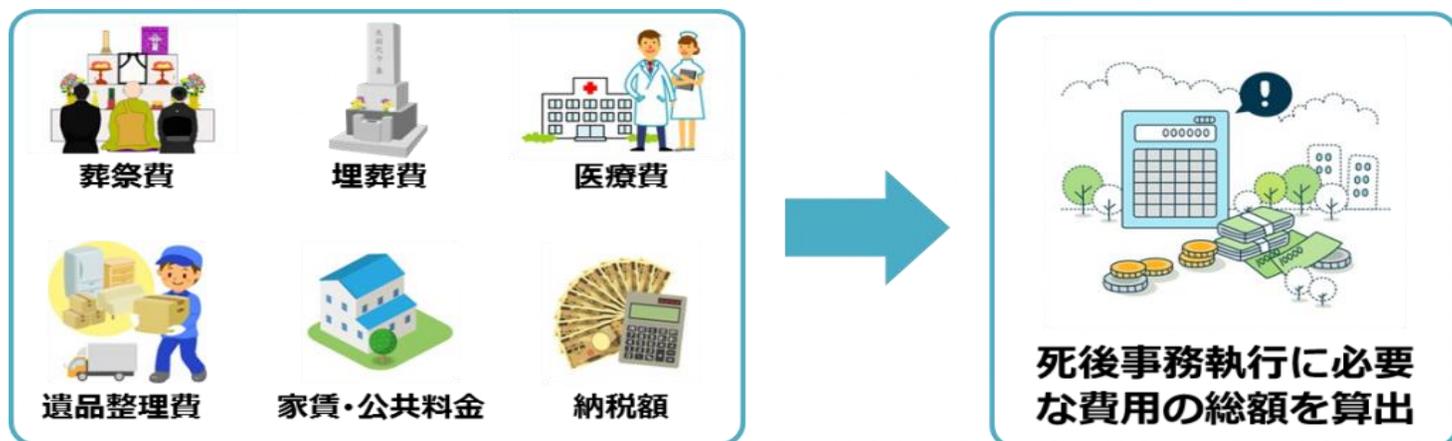


死後事務委任契約

パートナーが亡くなった後の身の回り(葬儀・家の片付け・行政官庁等への諸届事務)の手続きから、お金の支払いなどまでのための契約

★死後事務委任契約の内容

- a) 葬儀、埋葬などに関する事務
- b) 家財道具や生活用品などの処分・整理に関する事務
- c) 行政官庁等への諸届け事務(死亡届・福祉関係の手続きなど)
- d) 知人・友人・寺院・教会などへの連絡事務
- e) これらの費用の支払いなど



死後事務委任契約を行うタイミング

問題が発生する前に行うことが重要です!



費用は手続き内容によって変わります。(5.5万円～50万円前後・税込)詳しくは無料相談、無料見積りをご検討下さいませ。